

山家悠紀夫『日本経済 30 年史 バベルからアベノミクスまで』2019 年
第 8 章 アベノミクス、超金融緩和と三度目の「構造改革」(2013~19 年)

用語調査

(年越し) 派遣村 P238L10

派遣切りや雇い止めなどで職と住居を失った失業者のために一時的に設置された宿泊所で、NPO が主導し、2008 年 12 月 31 日から翌年 1 月 5 日までの間、東京の日比谷公園に開設された (コトバンク)

ETF P242L10

TOPIX や NY ダウ等の指数に連動するように運用されている投資信託の一種で金融商品の指数と連動していることから市場の上がり下がりを実績が容易に把握でき、運用の透明性が高い金融商品とされていて証券会社で口座開設を行えば株式と同じようにリアルタイムで手軽に売買できるという特徴がある (コトバンク)

* Exchange Traded Funds

出入国管理及び難民認定法 P256L10

日本への出入国手続き、外国人の在留資格、難民認定手続きなどを定めた法律(コトバンク)

社会保障制度改革推進法 P263L6

持続可能な社会保障制度を確立するために、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野における社会保障制度改革の基本方針や、改革に必要な事項を審議する社会保障制度改革国民会議の設置について定めた法律 (コトバンク)

民間給与実態統計調査 P272L2

民間給与実態統計を作成するために、財務省が毎年行う基幹統計調査で、全国から無作為に抽出した企業を対象に、給与所得者数・年間給与支給総額、給与所得者の年税額などを調査する (コトバンク)